

留意事項**(パートナーシップ推進事業、実証フィールド支援事業共通)****1 提案・計画の受付について**

クロス・センダイ・ラボでは、提出する事業内容の遂行が可能な団体からの提案・計画を受け付けており、個人からの提案・計画は対象外となります。

2 実施の可否の判断について

提案者等と関係部局等との対話や調整の結果により、提案企画書・計画書の段階で、実施不可と判断することがあります。また、内容によっては、関係部局等との調整などに時間を要する場合があります。

なお、市は、提案・計画の実施の可否に関わらず、提案・計画段階の一切の費用等について補てんや賠償は行いません。

3 提案・計画が無効となる場合について

提案・計画内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携を行うにふさわしくないと判断し、受付を行うことができません。また、対話や調整のなかで、該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止します。

- ・ 法令及び公序良俗に反する場合
- ・ 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・ 提案・計画内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・ 市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないと判断される場合
- ・ 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

4 個人情報等の取扱いについて

提案・計画の提出や事業の実施等に当たって個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の法令等を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じてください。

5 秘密保持について

提案・計画の提出から事業の実施までの過程のなかで、市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、第三者への提供を不可とします。

6 情報公開について

提案・計画の内容等については、事業を実施する際の公表を除き原則公表しません。

なお、仙台市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者等に係る情報及び提案・計画内容（担当者名等、特定の個人を識別することができるものは除く。）は原則として公開の対象とさせていただきます。法人等の正当な利益を害するおそれがある場合は、事前にご相談ください。